

国自旅第36号
令和8年6月1日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

物流・自動車局長

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の
一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに
通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知を図
られたい。

国自旅第36号
令和8年6月1日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の
一部改正について

標記について、別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、別添のとおり一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あてに通知したので申し添える。

(別紙)

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">国自旅第100号 平成13年10月26日</p> <p>一部改正 平成14年 4月11日国自旅第 8号 平成14年 7月16日国自旅第 78号 平成16年 9月16日国自旅第 148号 平成18年 9月25日国自旅第 113号 平成18年10月31日国自旅第 208号 平成21年 9月29日国自旅第 155号 平成22年 6月21日国自旅第 50号 平成26年 1月24日国自旅第 409号 平成31年 4月26日国自旅第 30号 令和 2年11月30日国自旅第 313号 令和 3年10月29日国自旅第297号の3 令和 5年 6月27日国自旅第 63号 令和 8年 6月 1日国自旅第 36号</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長</p>	<p style="text-align: center;">国自旅第100号 平成13年10月26日</p> <p>一部改正 平成14年 4月11日国自旅第 8号 平成14年 7月16日国自旅第 78号 平成16年 9月16日国自旅第 148号 平成18年 9月25日国自旅第 113号 平成18年10月31日国自旅第 208号 平成21年 9月29日国自旅第 155号 平成22年 6月21日国自旅第 50号 平成26年 1月24日国自旅第 409号 平成31年 4月26日国自旅第 30号 令和 2年11月30日国自旅第 313号 令和 3年10月29日国自旅第297号の3 令和 5年 6月27日国自旅第 63号</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長</p>

物流・自動車局長

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度は、以下のとおりとする。

（略）

3. 車種区分

車種は、特定大型車、大型車及び普通車の三区分（区分の基準は別表のとおりとする。）又は地方運輸局長が地域の実情に応じて定めた区分及び区分の基準によるものとする。

（略）

自動車交通局長

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度は、以下のとおりとする。

（略）

3. 車種区分

車種は、特定大型車、大型車及び普通車の三区分（区分の基準は別表のとおりとする。）又は地方運輸局長が地域の実情に応じて定めた区分及び区分の基準によるものとする。

（略）

(別表)		(別表)	
車種区分	自動車の大 き さ 等	車種区分	自動車の大 き さ 等
普通車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち乗車定員6名以下のものであって、排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもの、患者輸送車、車いす移動車又は内燃機関を搭載しないもの。</p> <p>同条に定める小型自動車のうち乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める軽自動車。ただし、「タクシー事業における軽自動車の活用について」（令和8年6月1日付け国自旅第37号）別紙1. に基づき地方運輸局等が公示する地域以外においては、患者輸送車、車いす移動車又は内燃機関を搭載しないものに限る。</p>	普通車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員6名以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める軽自動車で運行時に寝台又は車椅子を固定することのできる設備を有する特種用途自動車。</p> <p>同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6名以下のもの。</p>
大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6名以下のもの。</p> <p>患者輸送車又は車椅子移動車であって乗車定員7名以上のもの。</p>	大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6名以下のもの。</p> <p>身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員7名以上のもの。</p>

<p>特定大型車</p>	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。 ただし、患者輸送車、車いす移動車及び内燃機関を搭載しない自動車を除く。</p>	<p>特定大型車</p>	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）及び内燃機関を有しない自動車を除く。</p>
<p>備考</p>	<p>ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。</p>	<p>備考</p>	<p>ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。</p>